

【質問】 原子爆弾被爆者に対する医療支援について教えてください。
(20歳、学生)



被爆者への医療支援

年、昭和51(1976)年に健康診断特例区域が拡大され「第一種健康受診者証」が交付されるようになった。昭和51(1976)年に健康診断特例区域が拡大され「第一種健康受診者証」が交付されるようになった。

健診助成「対象」を拡大の国の責任の下で

【回答】 長崎市に原子爆弾が投下されてから80年が経過しましたが、その影響による病気に苦しむ人たちはいまだ多数います。昭和32(1957)年4月に原爆医療法が施行され、被爆者は国によって法的に初めて認められました。それまで十分な援護策がなかった被爆者に対し、国が法的責任をもって健康診断と医療を行うことを定めた法律です。

当初、被爆者は原爆投下当時に長崎市の一定区域に居た人、投下後一定

期間にその区域に入った人とされてきました。被爆者と認定された人には「被爆者健康手帳」が交付され、健康状況を記録するとともに、病気やケガの時、健康保険証とともに都道府県知事が指定する医療機関に提示することで医療費助成が行われます。

その後、昭和49(1974)年、昭和51(1976)年に健康診断特例区域が拡大され「第一種健康受診者証」が交付されるようになった。

が定めた11種類の障害を伴う疾病のいずれかに罹患(りかん)していると認められた場合は、「被爆者健康手帳」に切り替えることができます。

平成14(2002)年には健康診断特例地域が爆心地より12キロの範囲に拡大され、「第二種健康診断受診証」が交付されるに至りました。しかし、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患が認められる場合に限り「被爆体験者精神医療受給者証」の交付を受け、対象となる疾患の治療に対する医療給付を受けることができる限定的な医療費助成でした。

その後、令和6(2024)年12月から「第二種健康診断特例区域治療支援事業」が始まり、定められた11種類の疾患に罹患していると認定されて「第二種健康診断特例区域医療受給者証」の交付を受けると被爆者と同等の医療費助成を受けることができるようになりました。

原子爆弾は高エネルギーにより人や物を焼き尽くします。しかし、それだけでなく、放射線や精神被害で長年にわたって人々を苦しめます。そしてその影響は子どもや孫にまで及びます。

今年10月には、核に関する医学的知識の普及に取り組む国際NGO、核戦争防止国際医師会議(IPPNW)の世界大会が長崎市で開催されます。もう二度と核兵器が使われないことを強く願います。
(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。